

海 老 名 市

職員の懲戒処分の公表について

以下のとおり処分を行ったので公表する。

1 懲戒処分

(1) パワーハラスメント事案 ①

1 被処分者の所属等	消防本部消防署第3警備課救助係長（48歳） 男性
2 処分内容	停職1か月
3 処分理由	被処分者は、令和2年5月、同年6月及び同年9月、部下職員等に職務上の地位や職場での優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、暴力等による肉体的苦痛又は精神的苦痛を与え、勤務環境を悪化させる行為（パワーハラスメント）を行い、職場の秩序を乱したため、処分するもの
4 処分年月日	令和3年3月1日

(2) パワーハラスメント事案 ②

1 被処分者の所属等	消防本部消防署第3警備課主任主事（36歳） 男性
2 処分内容	減給（給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1）3か月
3 処分理由	被処分者は、令和2年5月17日（日）、消防署（本署）において、後輩職員に職務上の地位や職場での優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、暴力による肉体的苦痛を与え、勤務環境を悪化させる行為（パワーハラスメント）を行い、職場の秩序を乱したため、処分するもの
4 処分年月日	令和3年3月1日

(3) 監督責任 ①

1 被処分者の所属等	消防本部消防次長（消防署担当）（兼）消防署長（消防司令長）（55歳） 男性
2 処分内容	戒告
3 処分理由	被処分者は、消防次長かつ消防署長として所属職員を指揮監督する立場にありながら、消防署第3警備課職員によるパワーハラスメント事案①・②を生じさせてしまったことから、管理者としての指導監督の適性を欠くため、処分するもの
4 処分年月日	令和3年3月1日

(4) 監督責任 ②

1 被処分者の所属等	消防本部副署長（兼）消防署第3警備課長（消防司令長）（59歳） 男性
2 処分内容	戒告
3 処分理由	被処分者は、副署長かつ消防署第3警備課長として所属職員を指揮監督する立場にありながら、消防署第3警備課職員によるパワーハラスメント事案①・②を生じさせてしまったことから、管理者としての指導監督の適性を欠くため、処分するもの
4 処分年月日	令和3年3月1日

(5) 監督責任 ③

1 被処分者の所属等	消防本部消防署第3警備課本署担当課長（消防司令長）（57歳） 男性
2 処分内容	減給（給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1） 1か月
3 処分理由	被処分者は、消防署第3警備課本署担当課長として所属職員を指揮監督する立場にありながら、消防署第3警備課職員によるパワーハラスメント事案①・②を生じさせてしまったことから、管理者としての指導監督の適性を欠くため、処分するもの また、パワーハラスメント事案②については、パワーハラスメントがあったことを認識していたにもかかわらず、これを黙認したため、処分するもの
4 処分年月日	令和3年3月1日

2 その他

パワーハラスメント事案①・②に対する監督責任を問うため、同日付けで次の処分とした。

- (1) 消防長（消防監） 文書訓告
- (2) 消防本部消防署第3警備課第1消防係長（消防司令） 文書訓告
- (3) 消防本部消防署第3警備課第2消防係長（消防司令） 文書訓告